

事務連絡
平成23年4月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

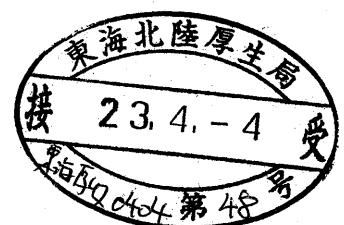
御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その8）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第69号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）等により、平成22年4月1日より実施しているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その7）」（平成22年12月6日付事務連絡）を別添2のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。



医科報酬点数表関係

【医学管理等】

(問1) 医療関係団体等が認定する教育施設において、看護師、薬剤師及び管理栄養士に対して行う栄養サポートチーム加算に係る40時間以上の研修は、10時間以上の臨地での研修を含んでいなければならないのか。

(答) その通り。

(問2) 医師が、日本健康・栄養システム学会の「栄養サポートチーム医師研修」を修了した場合、栄養サポートチーム加算にある所定の研修を修了したとみなされるのか。

(答) この研修は、合計10時間以上の研修であり、必要な研修内容を満たしているものであることから、所定の研修を修了したとしてみなされる。

【注射】

(問3) 「フォルテオ皮下注キット600 μ g」は、内容量が600 μ g、1回の使用量が20 μ gであるが、28日用の製剤として薬価収載されている。入院時における薬剤料の算定は1回分使用量であるが、フォルテオ皮下注キット600 μ gの算定方法はどのようになるか。

(答) フォルテオ皮下注キット600 μ gは28日用製剤であるため、フォルテオ皮下注キット600 μ gの薬価を28(日分)で除したものを1日分(1回分)の薬剤料とする。

○1日分(1回分)の薬剤料フォルテオ皮下注キット600 μ gの薬価/28日分(回分)

医科診療報酬点数表関係

【他医療機関の受診】

(問3) 包括払い病床(療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料、特定入院基本料、特定入院料を算定する病床をいう。)に入院中の患者が他医療機関を受診した場合、他医療機関は、受診日以外の投薬に係る費用を算定できないが、必要に応じて、患者の~~が~~入院中の保険医療機関と合議し、当該費用を精算することは可能か。

(答) 可能である。